

令和7年度  
指定障害福祉サービス事業者等  
集団指導

【障害児通所支援編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

## 目次

1. 送迎場所の変更手続き・・・P 3
2. 保育園と児童発達の同日利用・・・P 4
3. 支援プログラムの作成・公表等について・・・P 5
4. 自己評価等の作成・公表等について・・・P 6
5. 基準人員の配置の考え方・・・P 7、8
6. 延長支援加算・・・P 9
7. 児童指導員等加配加算・・・P 10、12～17
8. 専門的支援体制加算・専門的支援実施加算・・・P 11～17
9. 個別サポート加算Ⅰ・・・P 18
10. こども性暴力防止法が施行されます・・・P 19

## 送迎場所の変更手続き

- 送迎について、学校－事業所、事業所－居宅以外の区間の送迎を行う場合、事前に保護者から同意を得る必要があります。普段、学校－事業所、事業所－居宅の送迎を行っている児童が長期休み等に送迎区間が変更となる場合は、必ず保護者からの同意を得るようお願いいたします。
- 保護者からの同意について、個別支援計画に学校－事業所、事業所－居宅以外の区間の送迎を行う旨を記載する方法でも問題ありません。個別支援計画への記載が難しい場合は、保護者に同意書の提出を求めてください。保護者からの同意の記録が残っていない場合、送迎加算を算定出来なくなります。

Q. 日によっては、全ての学校の終業時刻が早く、下校時間にもばらつきがないため、送迎車が到着するまで、児童センターを利用してもらうことがある。

この場合は、事業所の送迎便の都合ということで、児童センターと放課後等デイサービスの同日利用は認められないのか。

また、認められる場合は、保護者からの要望により児童センターを利用してもらっている場合と同じ取り扱いになるのか。

A. 今回のような場合は、児童センターと放課後等デイサービスの同日利用することはやむを得ないと考えます。学校－事業所以外の区間を送迎することとなりますので、保護者に事情を説明し、児童センターに送迎にすることの同意を得てください。

## 保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用について

保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用について、これまで同日利用を希望される方がいなかったため、当市では支給決定の事例はございませんでした。しかし、他市町村では同日利用が行われており、こども家庭庁によると給付上も問題ないことを確認したことから、今後は個々の状況を勘案した上で、必要に応じて同日利用の支給決定を行いたいと思います。

保護者が希望すれば全て同日利用できるわけではなく、療育の視点から、保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用が利用児童にとって適当と判断された場合、保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用の支給決定を行います。そのため、利用児童の療育支援を軸に据えて、利用児童の支援方法を検討してください。

保護者から保育園・幼稚園と児童発達支援の同日利用の希望があった際は、まずは障害福祉課担当ケースワーカー又は相談支援専門員（新規利用の場合には長野市発達相談支援センター）にご相談ください。支給量の変更がない場合にも同様にご相談ください。

## 障害児通所支援における支援プログラムの作成・公表等について

令和6年4月1日から、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援において、総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした「支援プログラム」の作成及び公表が義務付けられました。

令和7年4月1日以降、市への届出がされていない事業所については、支援プログラム未公表減算が適用されますので、支援プログラムの作成及び公表をするとともに、市に届出を行ってください。

※一度届出いただいている事業所は、再度の届出不要です。

届出様式等はホームページに掲載しております。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002367.html>

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き（こども家庭庁支援局障害児支援課）をご覧ください。

## 障害児通所支援における支援プログラムの作成・公表等について

児童発達支援等の質の評価及び改善を行うため、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、児童の保護者（保育所等訪問支援の場合は、訪問先施設を含む。）による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- ・ おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び改善の内容について保護者に示すとともにインターネット等により公表
- ・ 公表方法及び公表内容を指定権者に届出

令和7年4月1日以降、市への届出がされていない事業所については、自己評価結果等未公表減算が適用されますので、自己評価の実施及び公表をするとともに、市に届出を行ってください。

届出様式等はホームページに掲載しております。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002367.html>

児童発達支援ガイドライン等（こども家庭庁支援局障害児支援課）をご覧ください。

## 基準人員の考え方

### 必要な基準人員について

- 利用児童が10人まで…児童指導員又は保育士を2人以上配置
- 利用児童が11人以上…児童指導員又は保育士を3人以上配置  
(障害児の数が10人を超えるものは、障害児の数が5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の配置が必要)

### <基本原則>

**利用定員を超えて受け入れてはならない。**

### <例外>

**災害、虐待、障害の特性等により定期的な利用を見込むことが難しい場合等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。**

「定員超過利用減算」には該当しないから定員超過をしてもよいというわけではありません。  
やむを得ない事情を除き、定員を超えた受け入れはしないでください。

## 基準人員の考え方

### 人員配置に関する主な質問等

管理者が保育士や児童指導員を兼務することはできますか？	事業所のサービス提供等に支障がない場合においては可能ですが、管理者としての勤務時間と直接支援員としての勤務時間は分けて整理してください。
常勤職員が有休等で不在の日は、児童指導員もしくは保育士が1名で支援に当たることも可能ですか？	不可です。サービス提供時間は常に保育士もしくは児童指導員2名（利用児童10人の場合）の配置が必要です。（常勤職員が有休等の日については、代替りの職員を配置する必要があります。）
利用児童が1名など少ない日については、保育士1名のみの配置でも良いですか？	いけません。たとえ1名のみの利用でも、利用児童が10人以下の場合は、保育士又は児童指導員2名以上の配置が必要です。
主として重症心身障害児を対象とする施設の見発管は、常勤でなくても良いですか？	主として重症心身障害児を対象とする施設については、見発管は常勤でなくてもかまいませんが、サービス提供時間を通じて専従である必要があります。
多機能型の事業所で、児童発達支援の児童指導員が、保育所等訪問支援の訪問支援員を兼ねることは可能ですか？	可能ですが、児童発達支援のサービス提供時間に、当該児童指導員が訪問支援に出る場合は、必ず他の児童指導員もしくは保育士を配置するなどして2名以上の直接支援職員を配置する必要があります。
児童発達支援管理責任者は、相談支援事業所の相談員を兼務できますか？	児童発達支援管理責任者は「常勤・専従」である必要があるため、相談員を兼務することはできません。他の障害福祉サービス事業所の従業員も同様です。（多機能型の場合は特例あり。）

## 延長支援加算

事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上の事業所において、基本報酬における最長の区分の5時間(放課後等デイサービスの平日は3時間)のサービス提供時間に加えて、当該サービス利用前後に預かりニーズに応じた支援を計画的に行った場合に算定。

### 算定要件

- 支援を行う前後の時間において1時間以上の延長支援を行った場合
- 延長支援時間に2人以上の従業者（うち1名以上は人員基準により配置すべき従業者(児発管を含む。)）を配置

### 注意点

- ・延長支援を行う場合は、個別支援計画に延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を位置づける
- ・延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間を記録する
- ・基本報酬が算定できない場合、延長支援加算のみを算定することはできない

## 児童指導員等加配加算

### 算定要件

- 基準の人員（専門的支援体制加算を算定している場合は、当該加算の対象従業者を含む。）に加えて、児童を支援する従業者を常勤換算で1以上加配した場合に算定
- 加配した従業者の職種、実務経験年数、配置形態（常勤専従など）に応じて報酬区分が分かれる

### 注意点

- ・児発管が欠如時は、児童指導員等加配加算の算定は不可
- ・加配した従業者は、当該事業所において直接支援に当たることを前提とする
  - ➔管理者や訪問支援員と兼務している従業者の場合、管理者としての業務や訪問支援を行っている時間は加配の時間として認められない。また、単に事務を行う職員や、送迎のみを行うドライバーなどでの算定は不可
- ・実務経験年数は、「児童福祉事業」の経験が評価される
  - ➔単に「小学校」「中学校」等での経験は含まれない（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級指導における経験を除く）
  - ➔「児童福祉事業」の従事経験であっても、児童への直接支援に当たらない経験は経験年数としてカウントできない（例：事務員、看護師として従事等）

## 専門的支援体制加算・専門的支援実施加算

### 算定要件

#### ○専門的支援**体制**加算

専門的な支援の強化を図るため、基準の人員（児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の対象従業者を含む）に加え、理学療法士等を**常勤換算で1以上配置**している場合に算定

#### ○専門的支援**実施**加算

理学療法士等（常勤換算でなく単なる配置で可。加配でないため、基準人員や児童指導員等加配加算の人員でも可）により、**個別・集中的な専門的支援を実施**した場合に算定

### 注意点

- ・児発管が欠如時は、専門的支援**体制**加算と専門的支援**実施**加算の算定は不可
- ・専門的支援**実施**加算は、理学療法士等が「専門的支援実施計画」を作成し、当該計画に基づき支援を行う
  - ➔例えば、作業療法士が作成した専門的支援実施計画に基づき、児童指導員が専門的支援を行うことは想定されない
- ・「専門的支援実施計画」には、次の項目を記載し、保護者に説明の上、同意を得る
  - \* 理学療法士等によるアセスメントの結果
  - \* 5領域との関係の中で特に支援を要する領域
  - \* 達成目標、支援内容等
- ・専門的支援の提供時間は、同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること
- ・当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級で指導に従事した期間は含まれない

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

- 基準人員に加えて、それぞれ加配人員が月単位で常勤換算で**1.0**以上配置が必要です。
- 加算区分が常勤専従の場合、有給、公休、病欠でも常勤換算に計上できますが、常勤換算の場合は、計上できません。実際の勤務時間のみの計上になります。
- 日ごとにみて、加配人員が配置されている必要はなく、あくまで加配人員としての勤務が月単位で常勤換算で**1.0**以上あれば全日算定できます。これまでは、加配人員を常勤換算で**1.0**以上配置していても、加配人員が配置できない日は算定できないと判断していましたが、加配人員を常勤換算で**1.0**以上配置していれば**加配人員がいない日でも算定できる**と判断します。
- やむを得ない事由により利用児童が**10**人を超えて受け入れた日は、基準人員は3名となるので、加配人員が基準人員となる場合があります。その場合、加配人員を常勤換算**1.0**で配置していた事業所は、加配人員としての勤務が常勤換算で**1.0**以下になるため、その月は加配加算を取れなくなります。
- この取り扱いは**令和7年4月1日より適用**しています。基準人員と加配人員を区別して勤務形態を作り、加配人員を常勤換算**1.0**で配置できるように人員の補充又は受入数の調整をお願いします。

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

【参考資料】 令和06年03月29日付 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.1

（専門的支援体制加算）

（問15） 専門的支援体制加算で保育士及び児童指導員に求められている経験年数における「児童福祉事業」は、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」と同じで良いか。教育の経験は含まれるか。

- A. 特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。  
なお、幼稚園（特別支援学校に限らない）は含まれる。

（児童指導員等加配加算）

（問12） 児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。

- A. 児童指導員等加配加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業（※）での経験に加え、幼稚園（特別支援学校に限らない）、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。

（※）

児童福祉法第7条第1項 : 児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（\*）

児童福祉法第12条 : 児童相談所

児童福祉法第6条の2の2 : 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

児童福祉法第6条の3 : 児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業（\*）、社会的養護自立支援拠点事業（\*）、意見表明等支援事業（\*）、妊産婦等生活援助事業（\*）、子育て世帯訪問支援事業（\*）、児童育成支援拠点事業（\*）、親子関係形成支援事業（\*）（\*）は改正児童福祉法（令和6年4月施行）により新設

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

### □ 基本

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員	B	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	有給			
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			有給	8	8	8	8			
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
児童指導員等加配加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○			
利用児童			7	8	9	10	10			9	10	10	9	10			

- 常勤の人は有給で休んだ場合でも常勤としてカウント
- 加配人員が常勤者の場合、有給で休んだ場合も算定可能

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

### □ 利用児童が10名を超える場合（定員10名の場合）

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員	B	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
基準人員	児童指導員 (経験5年以上)	D					①			①					32	8	0.2
							8			8							
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①	160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①					①	①	①	①	128	32	0.8
			8	8	8	8					8	8	8	8			
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○			○	○	○	○				
児童指導員等加配加算			×	×	×	×	×			×	×	×	×				
利用児童			7	8	9	10	11			11	10	10	9	10			

- 利用児童が10名を超える場合、基準人員が3名必要になるのでその日は加配人員Dが基準人員になる。
- 加配人員としての勤務と基準人員としての勤務を分け、加配人員としての勤務が常勤換算1.0以下になると月単位で算定不可となる。

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

### □ 週6日営業の場合1

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	4週合計	週平均	常勤換算
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				
基準人員	児童指導員	B	①	①		①	①	①		①	①		①	①	①	160	40	1.0
			8	8		8	8	8		8	8		8	8	8			
基準人員	児童指導員	E			①			①				①			①	64	16	0.4
					8			8				8			8			
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8				
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				
児童指導員等加配加算			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				
利用児童			7	8	9	10	10	6		9	10	10	9	10	6			

- 週6日営業（土曜日営業）の場合、基準人員は2名では足りず最低でも3名が必要となる。
- 両加配加算を算定するには4名では足りず、最低でも5名以上必要となる。

## 児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算

### □ 週6日営業の場合2

区分	職種	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	4週合計	週平均	常勤換算	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土				
基準人員	保育士	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①		160	40	1.0	
			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8					
基準人員	児童指導員	B	①		①	①	①	①			①		①	①	①	160	40	1.0	
			8		8	8	8	8			8		8	8	8				
基準人員	児童指導員 (経験5年以上)	D		①				①			①				①	64	16	0.4	
				8				8			8				8				
加配人員 (専門的支援体制加算)	理学療法士	C	①	①	①	①	①				①	①	①	①	①	160	40	1.0	
			8	8	8	8	8				8	8	8	8	8				
加配人員 (児童指導員等加配加算)	児童指導員 (経験5年以上)	D	①		①	①					①		①	①		128	32	0.6	
			8		8	8					8		8	8					
専門的支援体制加算			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○				
児童指導員等加配加算			×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×				
利用児童			7	8	9	10	10	5			9	10	10	9	10	5			

- 週6日営業（土曜日営業）の場合、基準人員A・Bが公休の日に加配人員が基準人員に入るため、加配人員としての配置が常勤換算1.0以下となる。

## 個別サポート加算Ⅰ（放課後等デイサービス）

### 算定要件

- 行動上の課題を有する就学児に対して、支援を行った場合（90単位）
- 行動上の課題を有する就学児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（120単位）

### 注意点

- ・ いずれも「個別サポート加算Ⅰ」の支給決定を受けている児童に対してのみ加算が算定可
- ・ **120単位を算定する場合**の「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者」は、**直接支援職員に限る**（管理者、児童発達支援管理責任者が当該研修の修了者である場合、加算は算定不可）
- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所においては支援を受ける重症心身障害児については算定しない

## こども性暴力防止法が施行します

2026年12月25日  
施行予定

学校や保育所、学習塾など、**こどもに対して教育・保育などを行う事業者**には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

### 事業者求められる取組

- ・日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。  
例) こどもの心身の状況の日常観察、こどもへの面談・アンケート、相談窓口の設置・周知、従事者への研修
- ・こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科（不同意わいせつ、痴漢、盗撮等）の有無を確認をします。  
もし性犯罪前科が確認された場合には、配置転換等の雇用管理上の措置が必要になります。
- ・性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。  
勤務形態に関わらず、教員や保育士、児童指導員、児童発達支援管理責任者など、こどもと継続的に接する従事者が確認対象です。

### 法律の対象

学校や認可保育所などは公立、私立を問わず全ての施設や事業者が対象となります。  
放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に法律の対象となります。

- <義務対象> ・学校 ・認可保育所 ・認定こども園 ・児童養護施設 ・障害児施設 など  
<認定対象> ・認可外保育施設 ・放課後児童クラブ ・学習塾 ・スポーツクラブ など

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/childsafety/efforts/koseibouhou>